

# 産業廃棄物処分業許可証

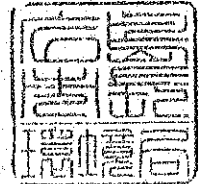
住 所 広島市安佐北区可部南二丁目3番36号

氏 名 協和鉱業株式会社  
代表取締役 大野 辰彦

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松井 一 實



許可の年月日 平成30年 1月14日

許可の有効期限 平成35年 1月13日

## 1. 事業の範囲

区 分	産業廃棄物の種類
表面のとおり	

## 2. 事業の用に供する全ての施設

別添検査済証のとおり。

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H14. 9.13	変更許可	H20.12.24	変更許可
H15. 1.14	更新許可	H24.12.19	変更許可
H20. 1.14	更新許可	H30. 1.23	更新許可

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

## 6. 備考

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
中間処理 (天日乾燥) この欄以下余白	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) (水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (破碎) この欄以下余白	木くず ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず がれき類 (これらのうち廃石膏ボードを含み、自動車等破碎物、廃容器包装、廃ブラウン管、石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (固化) この欄以下余白	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) (水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (造粒固化) 以下余白	汚泥(無機性のもの限り、判定基準に適合しないものを含まない。) (水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下余白

汚泥

汚泥

汚泥

汚泥

複写

複写